

楠本専任アドバイザーを核とした JA会津みどり集落営農体制

関係機関一体となった専任体制

JA会津みどりでは山形大学の楠本雅弘教授を専任アドバイザーとして、モデル集落組織化プロジェクト会議をたちあげました。このプロジェクト会議では 6月に16年度重点集落の取組み経過及びビジョンの点検と課題の抽出、7月及び8月に集落営農体制の整備状況と農用地利用改善団体設立準備委員会のための点検、10月に分析結果の点検課題と対策、12月にはビジョン内容の点検課題と対策の立案等、年間5回程度実施する予定です。

第一回目は平成17年6月28日に開催されました。プロジェクトチームのメンバーは会津農林事務所坂下農業普及所職員・各町村職員・JA職員が専任担当で構成されている。初めに各モデル集落ごとに専任担当者からこれまでの取組みをもとにした集落の現状と課題を楠本教授に報告し、それら課題をもとにして約30分程度の活発な意見交換と指導を頂きました。平成16年度のモデル集落では15項目にわたるチェックがされており、地域条件により進度にやや差がみられるが、農用地利用改善団体が設立された4集落や、準備委員会ができた4集落では、集落営農の具体的役割も一部協議されるなど関心の深さがうかがえました。

会津みどり協議会では、モデル集落組織プロジェクトを推進組織として、平成17年度モデル集落(18集落)全てに農用地利用改善団体を立ち上げるべく推進し始めま

した。またモデル集落以外の304集落についてもランク付けをし、19年度までに支援対象になった集落については集落営農進行管理を実施することも確認されました。支援体制はJA・町村・普及所の専任体制で支援し、第一回目の7月中旬を皮切りに10月、1月、3月の年4回の進行管理が実施されることになりました。

進行管理にあたっては各集落ごとに平成18年度までに目指すべき集落営農形態(4タイプ)にぶんのいし、それぞれの集落営農タイプの発展段階を6段階に分類評価をすることになりました。



JA会津みどりの地域水田農業協議会の取組み状況

管内9市町村1協議会での関係機関一体となった取組み

モデル集落の選定と専任担当制(普及所・町村・JA)

- ・平成16年度(9集落):集落ビジョン策定
- ・平成17年度(9集落):年度末までに集落ビジョンの策定

モデル集落以外の集落(304集落)

- ・集落の農業振興の方向性を決定
- ・平成18年度において全町村の集落ビジョンの策定を計画

JAグループ福島県域営農センター・福島水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 024-554-3072 Fax024-554-6022)

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>

「担い手」関係(用語2)

「特定農業法人」

農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の農地の過半を集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た農業生産法人。合意を得た地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、自己の経営判断とは別に、これに応じる義務を負う。(特定農業団体)

「認定農業者」

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画(農業経営改善計画)が、市町村基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合するとして、市町村から認定を受けた者。認定農業者には、スーパー・L・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が重点的に実施されている。(基本構想、農業経営改善計画)

「農業経営改善計画」

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標達成するためにとるべき措置を記載する。市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。(認定農業者)

「農業生産法人」

農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

「農業法人投資育成会社」

「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、農業法人に対して投資育成事業を行う機関。JAグループと農林漁業金融公庫の出資により平成14年10月に「アグリビジネス投資育成株式会社」の名称で設立された。投資育成事業により農業法人の自己資本充実の促進と経営発展をサポートしている。

「農事組合法人」

農業協同組合法に基づき3人以上の農民が発起人となって設立される、組合員の農業生産の協業を図りその共同の利益の増進を目的とする法人。農事組合法人には、機械・施設等の共同利用施設の設置又は農作業の共同化を行う法人と、法人自体が耕作等農業経営を行う法人、これらを両方とも行う法人がある。

「農地等の相続税・贈与税の納税猶予制度」

相続や贈与による農地の分散を防止し、農業後継者を確保する観点から一定の要件の下で、相続や贈与により農地を取得した場合に、相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置。

「農地の利用集積面積」

ある特定の農業経営が農地を「所有」、「借入」、「農作業受託」により利用している面積。

「農地保有合理化法人」

農用地等の権利移動に直接介入(中間保有・再配分機能)することにより、農業経営の規模拡大、農地の集団化等を実施する公的法人。民法34条に基づいて設立された法人(都道府県農業公社、市町村農業公社) 農協 市町村の3類型、4種類の法人がある。

「リース農場」

農業公社等(農地保有合理化法人)が離農跡地や後継者不足の農地及び施設を整備し、新規就農者等に一定期間リースし、譲渡する仕組み。

「利用権の設定」

農業上の利用を目的とする賃借権 農業上の利用を目的とする使用貸借による権利又は 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利を設定(移転を含む)すること。

「利用調整活動」

農業委員会等が認定農業者等の希望に沿った農地を探したり、利用権の設定が行われるようにするため、農地の所有者等との間で利用権の設定等のために行う合意形成活動。